

若桜町監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年1月30日

若桜町監査委員 藤原重明

同 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成30年1月29日（月）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 教育委員会の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 現金管理について
 - ア 学校集金等の管理方法
 - 施設管理について
 - ア 校舎等のセキュリティ体制
 - 勤務状況の管理について
 - ア 出退勤の確認方法
 - イ 時間外勤務の管理方法
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 現金管理及び施設管理は適正に行われているか。
(2) 職員の勤務状況は適正か。
- 5 監査の結果 特に指摘事項はありませんが、次の事項について取組まれたい。
 - (1) 内部牽制体制の構築
 - (2) 勤怠管理システムの効果的な活用及び適切な勤怠管理の推進

以上

若桜町監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年1月30日

若桜町監査委員 藤原重明

同 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成30年1月29日（月）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 教育委員会の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 現金管理について
 - ア 学校集金等の管理方法
 - 施設管理について
 - ア 校舎等のセキュリティ体制
 - 勤務状況の管理について
 - ア 出退勤の確認方法
 - イ 時間外勤務の管理方法
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 現金管理及び施設管理は適正に行われているか。
(2) 職員の勤務状況は適正か。
- 5 監査の結果 特に指摘事項はありませんが、次の事項について取組まれたい。
 - (1) 内部牽制体制の構築
 - (2) 勤怠管理システムの効果的な活用及び適切な勤怠管理の推進

以上